

大阪労働局 無災害記録証授与内規

(昭和63年7月25日改)

第1条： 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条： この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種（通信業を除く）及び卸・小売業、飲食店で常時おおむね10人以上の労働者を使用する事業場に適用する。

第3条： 無災害記録は、署無災害記録及び局無災害記録の第1類から第5類までの6段階とする。

2 署無災害記録の日数は、別表第1のとおりとする。ただし、港湾荷役業については、別表第2の時間数とする。

3 第1類無災害記録は署無災害記録の3倍とし、第2類無災害記録は第1類無災害記録の5割増、第3類無災害記録は第2類無災害記録の5割増、第4類無災害記録は第3類無災害記録の5割増、第5類無災害記録は第4類無災害記録の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録日数が、1000日未満のものについては端数を50日単位に、また、1000日を超えるものについては端数を100日単位にそれぞれ切り上げるものとする。

なお、第2類無災害記録から第5類無災害記録までの無災害記録日数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録日数は、切り上げの端数処理を行う前の日数とする。

第4条： 一の事業場で二以上の労災保険率の適用がある場合は、それぞれの労災保険率をもって単位事業場とみなす。

第5条： 無災害記録の日数は歴日数とし、時間数は延べ労働時間数とする。

第6条： 無災害記録は、業務上の災害が発生した日の翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における歴日数あるいは延労働時間数で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第7条： 無災害記録証の授与は、所轄署長の推せんにより局長が行い、署無災害記録証については所轄署長が行うものとする。

別表 1

		署無災害記録日数	
		労災保険率	
記録を 起算した 年月	昭和57年12月 以前	6/1000未満	200日
		6/1000以上10/1000未満	150日
		10/1000以上18/1000未満	100日
		18/1000以上37/1000未満	90日
		37/1000以上	80日
		日本国有鉄道	150日
	昭和58年1月 ～ 昭和63年7月	10/1000未満	300日
		10/1000以上20/1000未満	250日
		20/1000以上30/1000未満	210日
		30/1000以上50/1000未満	170日
		50/1000以上	130日
		日本国有鉄道	250日
	昭和63年8月 以降	6/1000未満	400日
		6/1000以上10/1000未満	300日
		10/1000以上20/1000未満	250日
		20/1000以上30/1000未満	210日
		30/1000以上50/1000未満	170日
		50/1000以上	130日

別表 2

作業別	記録を 起算した 年月	記録時間中の1日 平均労働者数				
		50人 未満	50人 ～ 99人	100人 ～ 149人	150人 ～ 199人	200人 以上
沿岸荷役	昭和57年12月 以前	1.0万 時間	2.0万 時間	3.0万 時間	4.0万 時間	5.0万 時間
	昭和58年1月 以降	2.0万 時間	4.0万 時間	6.0万 時間	8.0万 時間	10.0万 時間
船内荷役	昭和57年12月 以前	0.6万 時間	1.2万 時間	1.8万 時間	2.4万 時間	3.0万 時間
	昭和58年1月 以降	1.2万 時間	2.4万 時間	3.6万 時間	4.8万 時間	6.0万 時間